予防規程　別紙３

緊急用発電機に係る安全対策の追加について

　緊急用発電機に係る安全対策について次の事項を追加する。

１　緊急用発電機を使用する事象

・震災時等において、緊急活動、復旧活動等を行う自動車等に燃料を提供する必要がある場合（又は「協定に基づく緊急車両等への燃料提供を行う場合」など）で、かつ、震災等による停電時において電源供給が断たれ、計量機による給油等ができない場合には、当初施設の設備に不備のない事を確認のうえ、一次側電源供給ラインを断つ事により緊急用発電機を分電盤に接続し給油作業等を行うことができる。

２　緊急用発電機の使用可否の判断

・緊急用発電機を使用する際には、所長は、第３２条に定める地震後の措置により把握した被害及び応急措置の状況により、緊急用発電機の使用可否を判断する。

３　緊急用発電機の設定位置等

・緊急用発電機を使用する場合における当該緊急用発電機の使用場所については、事前に定めた安全な場所において使用する。

４　緊急用発電機の使用時の安全対策

・緊急用発電機を使用し、給油等を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない（１）給油等を行う計量機以外の分電盤内のブレーカーは全て「切」とし、使用する

計量機を特定する。

（２）給油作業等は帯電防止衣等を着用した従業員が行い、危険物取扱者が立ち会う。

（３）給油作業等を行う場所に消火器を配備する。

（４）緊急用発電機からは必ず接地配線を取る（ローリー用接地端子等）。

（５）緊急用発電機を使用して給油する際は、機器に異常が無い事を確認し、油漏えいが無い事を確認したうえで給油を開始する。

（６）所内の車両誘導を適切に行うとともに、緊急用発電機本体への衝突防止措置を講ずる。

（７）給油等を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全確認を行うとともに自動車等のエンジン停止を確認する。

（８）緊急用発電機を撤収する際は、電源を切り周囲の安全を確認したうえで撤収する。

５　緊急用発電機の維持管理

・緊急用発電機の保管場所は、別図に示す位置とするとともに、所長は施錠管理により盗難防止等に努めるものとする。

・所長は、緊急用発電機について、定期的にメンテナンス業者の点検を受けるなど、適正な維持管理に努めるものとする。

６　緊急用発電機の操作等に係る教育、訓練

・緊急用発電機の操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

（１）教育については、第１２条に定める保安教育に含めて実施する。

（２）訓練については、第１３条に定める訓練のうち、総合訓練に含めて実施する。

・緊急用発電機の操作訓練、試運転等において、専用タンク内の危険物の給油等を行う場合には、次によるものとする。

（１）営業を一時停止するとともに、所内に自動車等が進入しない措置を講ずる。

（２）給油量は、必要最小限かつ指定数量未満とする。